

Title	地代と穀価
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.5 (1914. 6) ,p.574(68)- 590(84)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140601-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地代と穀價

増井幸雄

「地代は生産費の中に入るや否や、其の増減は穀價に影響するや否や」とは地代論に於て常に論せらるゝ所の問題である。リカードは、地代は生産費の中へは入らない、穀物代價の構成部分とはならない、否構成部分とは成り得ないものであると云つた(Principles of Pol.Econ. and Taxation. ch. II.)。ミルは、假令地主が一齊に地代を免除することあるも爲に穀價の下落を來すものではないと云つた(Principles of Pol.Econ. ch. V.)。然るに山崎博士は、地代の引下は穀價を下落せしめないけれども其の引上は之を騰貴せしむるから、地代は全然生産費の中へ入らぬ代價の構成部分とならぬとは云ふことが出來ない、

地代が生産費に入り穀價の構成部分となる場合がある云はねばならぬと云はれた(國家學會雜誌第二十卷第六號)「地代は全然生産費に含みせられざる手」。茲に於てか予は疑問を起さざるを得ない、リカードは果して誤れりや、ミルの云ふ所は當れりや、將た又山崎博士の所論は全然正鵠を得てリカードの地代論を破り得たりや又假令之を破り得ずとするも其は別個の方面に於て何等かの意義を有するものにはあらざるかと。予は此の疑問を懐いて其の解決を求めたけれども寡聞にして未だ之に關する大家の高見に接するに至らない、而も疑問を何時までも疑問として置くことは予の欲する所でない。これ予が、自己の蒙を啓かむがために、菲才自ら揣らず、敢て大膽なる私見を陳べて大方の叱正を乞はむとする所以である。

先づリカード及び其の祖述者が、地代は生産費中に入らぬ、代價中に入らぬといふ結論に達する筋道を述べ、其の眞意を尋ね、以て其の誤れるや否やを見よう。即ち左の通りである。

(一)土地には豊度の差があるから一定の費用より生ずる收穫にも差を生ずる、又位置の相違があるから豊度の等しい土地でも距離の遠近や交通の便否によつて市場への運搬費に相違を生じ従つて純收穫に相違を來す。故に穀物に對する一定需要を充さむが爲には先づ豊度並に位置の兩方面から見ても最も有利なる土地が耕作せられる。(二)然るに穀物の需要増加に應じて供給を増加せしめむが爲に勞働及資本を投じて耕作を集約的ならしむるときは遂には收穫遞減の法則の作用に觸れるし、此の法則の作用から免れむと欲して耕作を他の新なる土地に擴張して行けば位置や豊度は劣等になる。故に何れの方法によるも、穀物の供給を増さむと欲すること多

くなるに従つて一定の費用より得られる收穫は益々減少する、換言すれば費用は遞次増加する、而して全供給額中の最後の一單位は最も多額の費用を要する。(三)所で若し代價にして此の最高費用を償ふの程度に達しないとすれば斯る最高費用を要する部分は市場から退き供給は不足となるからして、代價は是非とも最高費用を償ふの程度に止まらなくてはならぬ。即ち穀價は全供給中に於ける最高費用によつて定まる。(四)然るに優良なる土地に要する費用は右の最高費用よりも無論少いにも拘らず代價は同一であるから、最高費用で定まる所の代價と此の費用との間に幾何かの差額を生ずる。此の差額は即ち優良なる土地の地代である。而して最高費用を要した土地には斯る差額はないから従つて又地代はない。(五)既に地代は代價と費用との差額であるとすれば、地代は費用の中へは入らない、従つて穀價を高からしむるの原因とはな

らないと。リカードの地代説なるものは大體かくの如きものである。

茲に費用とは一般の費用の意味ではなくして最高費用の意味であると云ふものがある。蓋しリカード自身の云ふ所によれば「穀價を左右するものは最大の勞働(費用)を費して生産せられたる部分の穀物なるが故に、地代は穀價の構成部分とはならない、否、なり得ないのである」(Principles, Ashley's Ed. P. 63.)とあるから、其の意は即ち、穀價は最高費用で定まる、然るに最高費用を要したるものは地代はない、故に地代は最高費用中に入らぬ、と云ふに外ならないと解したものであらう。そこで地代が生産費中に入らぬと云ふのは、地代は代價を決定する所の(最高)生産費(Price-determining cost of Production)中に入らぬといふことだと註釋して居る。思ふに此意味に於て云ふならば、地代が生産費中に入らないといふことも、此の生産費を要したる

部分の穀物の代價中に地代の入らないといふことも、否、地代が其の中に含まれて居ないといふことすらも、何等の説明を要しない自明の理である。然しながら費用をば最高費用と解せず、代價をば最高費用を要したる部分の代價と解せず、それ／＼の土地に要したる費用、それ／＼の部分に就ての代價(勿論分量は同一であつて其の差は單に觀念上の差のみに止まるが)と解するとも、毫も差支はない。地代は或る土地に要する費用と、之を費して得たる代價との差額であるから、地代が費用以外に立つて居ることは明かである。(尤も地代は代價中に含まれては居る、けれども其の代價中に含まれて居る理由に至つては、勞銀や利子の含まれて居るのとは全く趣を異にして居る。勞銀や利子は始めから償はるべき費用の一項目として積極的に要求せられ代價の一部を組み立つた、即ち代價の中に入り込んだのであるが、地代は斯くして組み立

てられたもの以上に代價が膨脹したとき始めて發生するのである。地代は代價の中へ費用として入つたのではなくして、代價の中から生れ出たのである。それ故に費用及び代價をば特殊のものに限ると斷はるの必要はない、單に費用及び代價といふのみで足るのである。

さて之れからリカード等の所論を横から見ても其の眞意の存する所を尋ねようとするのであるが、それに當つて最も重要なことは、右の所論は推論を地代の發生増加といふ所で止めて居る代價騰貴といふ地代通過し地代發生増加といふ地代に達して止まつて居るといふことを看過してはならぬ、といふこと即ち是れである。此の點を看過すると其の結果は頗る重大である。フランクスはリカード説の眞意なりとして次の如くに云つて居る。『生産物に對する需要増加するときは劣等地の耕作を必要ならしむるに至るのであるが、其の茲に至るは需要増加に應じむ

が爲めであつて、決して優良地に地代支拂の必要あるが爲めではない。優等地に地代を支拂ひ得るは耕作を劣等地まで擴張する必要ありし結果であつて、決して斯る行動を起さしむるの原因たるものではない。需要の増加する限りは、劣地耕作・集約耕作による費用増加(増井曰く、従つて代價騰貴)は必至の勢である。「地代は生産費に入らず」とは此の意味である』と(Fisher Economic Principles. P. 170)。「予の考へ方も大體之と筋道を同じうして居る。リカードの眞意は、需要増加に應じて供給を増さむが爲めには費用が増加するから、代價が此の費用を償ふの程度に達しなければ供給は増されない、代價騰貴して始めて供給の増加を見る、かくして茲に地代が發生し増加する、代價騰貴せずしては地代は發生せず増加せず、とかう云ふ所にある。即ち此の理論は如何にして地代が發生し増加するやといふ順序經過を示したものである。發生

の順序から云へば、代價先づ騰貴して地代を生ずるので決して地代ありて代價が騰貴するのではない。代價から出發して地代に達するのであるから、リカードにとつては代價は地代の定まる以前に於て既に定まつて居る、逆に地代の有無大小が代價に影響しようがないのである。地代と代價との間には地代對代價と代價對地代との二つの關係があり得るのであるが、今リカードの扱ふ所のものは後者のみであつて前者に及ばないのである。論理の筋道は代價から地代の方嚮に向つて走つて居るので、逆に地代から代價に向つて居るのではない、論ずる所は代價の高低は地代に如何なる影響を及ぼすやにあるのであつて、逆に地代の有無大小は代價に如何なる影響を及ぼすやといふが如きことは毫も考へて居ない、否、發生の順序を考へて居る限りは斯ることは考へ得られないのである。地代は代價變動の結果として始めて變動する、地代

が變動したとすればそれ以前に於て既に代價は變動して居る。リカードにとつては地代は代價變動以前に變動することはないのである。故に若し之と反對の筋道を辿つて先づ地代の變動を前提し、而して地代の引上は代價を騰貴せしめるといふ結論を掲げてリカードに立ち向ひ地代は代價を騰貴せしめずといふ論は誤つて居ると論ずるならば、彼は恐らく其は立脚地の相違のみと云ふであらうと思ふ。要之、予はリカードが、地代は生産費に入らず代價を高めずと云つたのは、現在の代價と地代との關係を論じたもので、地代の大小は既に定まれる代價の如何によつて定まるものなるが故に、代價こそ地代を動かすの力あれ、逆に地代に代價を動かすの力あることなし、との意味であると解するものである。若し此の解釋にして誤なしとすれば、彼の云ふ所には毫も間違つた所はない、否、當然自明の理のみ。従つて

「ミルが「假令地主が地代を免除するとも穀價に影響する所なし」(Principles, Ashley's Ed. p. 433)と云つたのも此意味に於てしたのであるとすれば、是亦正しい説明である。併しながら、地代は全然代價を動かすの力なきや、地代が將來の代價に及ぼす影響如何といふ問題に至つては、リカードの未だ論せざりし別個の問題に屬する。従つてミルが若し此の意味に於て右の如く云つたのであるとするならば、其の別個獨立の議論としての價値如何は兎に角として、初めからリカードの説の説明註釋とはならない。又山崎博士がミルの説は半面の眞理のみ、他の半面には地代の引上が代價の騰貴を來す場合ありと云はれて、以てリ氏説を壞さうとか、つたのも同じく見當が外れて居る。そはリ氏の未だ論せざりし方面に關する別個の議論であつて、リ氏説に向つては何等の打撃をも與へて居ない然しながら博士の所説は會々不用意の間にリ氏

説に對する補充論となつて居る。予は此の意味に於て博士の所説を尊敬する。(但し其の内容に就ては今直ちに全然賛同するといふことは出來兼ねる)。
地代と代價との間に存する關係の一面たる、代價の地代に及ぼす影響如何といふことは、リカードの地代論によつて正しく説明せられて居る。而かして他の一面たる、地代の代價に及ぼす影響如何といふことに就ては山崎博士の所説がある。予は以下項を改めて博士の所説を紹介し併せて私見をも述べて見たいと思ふ。

三

地代の穀價に及ぼす影響に就ては山崎博士は次の如く云つて居られる。

「リカードの地代論に説く所は……大體に於て之を承認せざるべからずと雖も、地代が穀物の價格に影響を及ぼすこと絶無なり

といふことを得るや、余は地代が生産費に含
蓄せられ従つて穀物の價格を左右する場合亦
存在することを信するものなり。

例へば茲に一小島あり、全島の土地一人の所
有に屬するに當り、其の所有者が地代を引上
げたる場合を想像せんに、地代の引上前に於
ては米一俵の價格五圓にして一農夫が之を生
産するに要する費用四圓九十錢なりしに、地
代引上の爲に此費用五圓十錢とならんか、此
農夫は損失を忍んで長く耕作をなさざるべき
を以て之を地主に返還し、地主亦自ら此地に
米を作らざるべきなり、而かして此の如き場
合少なからざるに於ては全島の米の産額減少
して其價格必ず騰貴すべく、これ即ち地代の
引上が原因となりて米價を動かしたるものに
あらずして何ぞや。……地主が地代を抛
棄するも穀物の價格をして低廉ならしめざる
ことは「リカルドー」「マルサス」等數多の學者

の唱ふる所にして其理由明白なれども、地代
を引上げたる場合は少しく異なる所あるを忘
るべからず」と(國家學會雜誌二十卷六號四一

五頁)

之によつて見れば博士は土地貸借の場合に於け
る地代即ち吾人の所謂契約地代(次項参照)に就
て論ぜられたるもので、地代は穀價に影響する場
合としない場合とある、地代の免除は穀價に影
響せず、之が下落を來さしめないけれども地代
の引上は之に影響し其の騰貴を來さしめると云
つて居られるのである。地代の引下に就ては別
に何とも云つてないから其の眞意の程は分り難
いけれども、引下と免除との差は僅かに程度の
差に外ならないのであつて、既に引下の極點に
る免除の場合にすら穀價に影響しないと云つて
居られる位だから、引下の場合には無論影響し
ないと考へて居られるものと解して差支あるま
いと思ふ。

地代の變動と云へば、(一)今まで無かりし地代
の支拂を新に契約する場合(二)従来よりも地代
を引き上げる場合(三)従来よりも地代を引下ぐ
る場合及び(四)従来支拂ひ來りし地代を免除す
る場合の四つを考へることが出来るが、(一)は
(二)の中を含め(四)は(三)の中を含めることが
出来るから、予は地代引上の場合と地代引下の
場合とに分けて其の穀價に及ぼす影響如何を見
たい。博士の云はる、如く地代の引上は代價を
騰貴せしむるも其の引下又は免除は代價を下落
せしむることなきものなりや。予は地代引上の
影響に就ては博士と見を同じうするも、其の引
下の結果に就ては遺憾ながら見る所を異にして
居る、即ち地代の引上が穀價を騰貴せしむると
同じく其の引下は又穀價を下落せしめるものと
思つて居るのである。以下之を述べよう。

四

予は代價に及ぼす地代の影響に關する私見を述
べるに先つて、議論を進める上に於て必要な
一二の分類を本項に於て述べよう。
(第一) 自然地代と契約地代
土地の利用方法、従つて之れに對するの報酬た
る地代の收得方法を標準として分るときは地代
に二種の區別を生ずる、一は地主自ら所有土地
を利用し自ら地代を收得する場合で、他は地主
が他人に土地を貸與し之に對する報酬として地
代を受取る場合である。地主が自ら土地を耕作
する場合には地代の有無大小は分配の經過によ
つて定まる、換言すれば生産物の中にて土地の
貢獻に對する報酬と認めらるべき部分があれば
それが當然其の儘地代となる。之に反して地主
が土地を他人に貸與した場合には地代の有無大
小は一に貸借兩當事者間の契約によつて定まる
予は前者を自然地代と呼び、後者を契約地代と
名ける。

●●●●●
 自然地代即ち當然地主の手に入るべき分量とは果して幾何かといふに、それは生産の結果たる總收穫の中から之が生産に投入したる資本元本を差引いた殘額即ち純收穫の中から、更に分配の他の三項目たる利子、勞銀及び相當の利潤を差引いた殘額である。思ふに他人の勞働及び資本を使用したる場合に其の報酬が豫め契約を以て定められ生産の成敗如何に關せず支拂はれざるべからざる必要費用に屬することは云ふ迄もないが、自己の勞働及び資本を使用したる場合には之を他人に貸與することによつて得べき報酬は犠牲に供せられて居るが故に、此の場合にも此の犠牲だけは是非とも償ひ得られなくてはならぬから矢張り必要費用に屬する。更に利潤に至つても其の通りで、農業以外に多數の生産業の存在する場合には、農業に従事するは他の諸業に於て得らるべき利潤を犠牲に供する所以に外ならないのであるから、農業に於ても相當

の利潤が得られなくてはならぬ、然らずんば他業に轉じて了ふ。故に農業が永續的に行はれむがためには勞銀、利子及び相當の利潤の三者は必ず代價によつて償はれなくてはならないのであつて、是等は費用を構成する。而して資本元本の回収を要することは勿論であるから、是等凡てを併せたる費用總額をば代價中より差引いた殘額は、土地に對する報酬として當然其の儘地主の手に收められる。これ即ち自然地代である。既に自然地代は費用を差引いた殘額なるが故に、此の自然地代が發生しなくても耕作者は其れが爲に損失を受けるといふことはない、自然地代は耕作に對する分け前にあらずして土地の所有權に對する分け前である。故に之は土地が他人の所有に屬する場合に、借地料として、自ら損失を受くることなくして借地人から地主に支拂ひ得る分量であると云ふことが出来る。次に契約地代は土地貸與の報酬として契約に

よつて支拂ふことを定めるものであるから、其の分量は契約の内容によつて各場合をめぐり異なるのであるが、それにしても大體のところは概言することが出来る。而してそれは契約の行はるゝ當時の形勢の如何によつて三様に分れるこれ即ち次に第二の區別として擧ぐる所のものである。

(第二) 競争地代と獨占地代と慣習地代

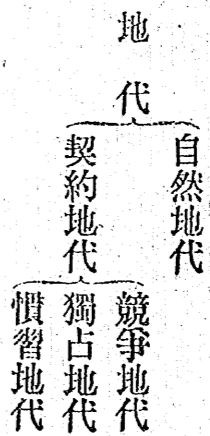
●●●●●
 競争地代 之れは多數の地主と多數の借地人とある場合に、相互に競争せる地主側と、相互に競争せる借地人側との間に定まる所の地代であつて、其の分量は前に述べた自然地代に一致する。蓋し、地代が自然地代以下に契約せらるゝ限りは其の差額だけは借地人の利益に歸し地主の損失に歸するに反し、地代が自然地代以上に契約せらるゝ限りは其の差額だけは地主の利益となり借地人の損失となるが故に、借地人側も地主側も共に此の差益を大ならしめよう、換言

すれば自然地代と契約地代との開きを大ならしめようとは望んで居るが、地主相互間にも借地人相互間にも競争があるが爲めに、各地主及び各借地人は假令自己の受る差益を少なからしめても己れ先づ此の差益を得ようとして、此の差益が零になるまで即ち自然地代と契約地代とが一致するまで競争するからである。

●●●●●
 獨占地代、之は地主側か借地人側か何れか一方(通例地主側)の當事者が一人なる場合又は少数にして而も妥協の結果其間に競争なきかの場合に定まる所の契約地代であつて、此の場合には借地人側には競争あり以て地代難り上げの原因をなすに反し、地主側には地代引下の原因は存在して居ないから、地主側は契約締結に當つては強者の地位に立つて居る。故に借地人にして利潤の減少に堪へ、又は利潤皆無に甘んずる限りは、獨占地代は自然地代以上の分量に定まるのである。

慣習地代 之は地代を契約するに當つて地主・借地人雙方の間に毫も競争行はれず、當時の代價の如何をも顧みずして、唯々從來の慣習に従つて分量を定める所の契約地代である。故に競争地代及び獨占地代とは異なつて、如何に自然地代が増加するも之に追隨せず、又契約の相手方が代つても同一の土地に就ては常に同一分量で推し通すといふ有様である。此の種の地代は慣習の基礎となるべき最初の契約の締結さるゝに當つては其當時の自然地代を標準としたといふ場合もあるかも知れぬが、或は之より以上に又は以下に定められたといふこともあり得る。何れにしても一度定まつた以上は其の分量は餘り變更せられるといふことはない。

以上述べた各種の地代の關係を表示すれば次の如くである。



五

扱て本題に歸つて云へば、今や吾人は地代の變動が代價に如何なる影響を與ふるやを研究せんとして居るのであるから、地代が代價の變動と關係なくして自變し得る場合のみに就て立論しなればならない。そこで斯る場合を考へて見るに、第一に自然地代は前述の如く代價と費用との差であるから(一)費用に變動なくして代價に變動ありし場合にも(二)代價に變動なくして費用に變動ありし場合にも共に地代の變動を來すのであるが、(一)は地代自變の場合でなく従つて此の際考慮の中へ入らない、吾人の考慮の中に入るのは地代自變の場合たる(二)の場合の

み。次に契約地代の中で(1)競争地代は自然地代に一致するから、費用の變動に基づく自然地代の變動なき限りは變動を來すことなく(2)慣習地代は容易に變動を來すものではない(3)唯最も容易に變動し得るものは僅かに獨占地代の一であるのみで、これ又地代自變の場合の一に屬する。故に以下本論に於て取扱はるべき場合は、費用變動の結果たる自然地代の變動と、人為に基づく獨占地代の變動との二者あるのみ。山崎博士の論せらるゝ所は前者に及びさずして後者のみに限られて居るが、予は此の兩者を併せて考へて見たい。

第一、契約地代(獨占地代)變動の場合
 (一) 契約地代引上の場合
 契約地代引上の程度をば自然地代と關聯せしめて考へるときは

(1) 契約地代を引上ぐるも猶自然地代以下にある場合

(2) 契約地代をば自然地代の程度まで引上ぐる場合
 (3) 契約地代をば自然地代以上に引上ぐる場合の三つを考へることが出来る。然し地主側に競争ある場合ですら契約地代は自然地代に一致するのであるから、地主側に競争なき獨占地代の場合に於ては前者は到底後者より以下には在り得ない、従て契約地代を引上ぐるも猶自然地代以下に止まるといふ(1)の場合は勿論、引上の結果として兩者が同等になるといふ(2)の場合も起らぬ。獨占地代の引上は必ずや(3)の場合とならざるを得ない。

今假りに從來丁度自然地代と同一程度にありし契約地代がそれ以上に引上げられたものとするときは、從來の契約によつて費用を償ひ得たる以外に何等の過剩利得を受ることもなく又別に損することもなかつた借地人は、新に地代の増加したるが爲めに費用の全部を償ひ得ないやう

になる、即ち利子や勞銀は減少しないとしても利潤は以前よりも減少し普通以下に低下する。其の結果如何。數多借地人の中には從來自然地代と同じ程度の地代を支拂つて相等の利潤を得て居たことを非常に有難いことに思つて居り従つて地代増加より生ずる利潤の減少又は皆無に堪へ得る者もあるかも知れぬが、他方には之に堪へ得ずして他に轉業するか又は少くとも生産を收縮する者がある。又從來の地代が既に自然地代以上であつたものを更らに引上げたとするときは、從來既に利潤減少に苦んで居つた借地人は更に其の苦痛を増し、他に轉業するか又は少くとも生産を收縮する。故に何れにしても生産物の供給は減少し、需要にして減退せざる限りは代價は騰貴する。即ち地代の引上は此の場合代價騰貴の原因となつたのである。

(二) 契約地代引下の場合

此の場合にも契約地代引下の程度を自然地代と

關聯せしめて考へるときは、前と同じく

- (1) 契約地代を引下ぐるも猶自然地代以上に止まる場合
- (2) 契約地代を自然地代の程度まで引下ぐる場合
- (3) 契約地代を自然地代以下に引下ぐる場合

の三つがある、獨占地代は自然地代以上に契約せられるのが常であるから、若し引下を行ふとすれば、其の引下の程度如何によつて是等の三つの場合が起り得るのである。

既に借地人は自然地代以上の契約地代を支拂つて来たものとするならば、彼等は從來此の差額だけは利潤減少の厄に會つて来たのに外ならぬのであるから、今地代を少しでも輕減して貰へばそれだけ苦痛は輕減せられる譯である。故に其の輕減の程度の少き(1)の場合でも猶且多少苦痛は減せられ、多少生産擴張の刺戟を受ける。其の引下の程度の少ない場合には此の刺戟が極

めて少ないことは勿論であるが、それでも其の少い程度に於て生産の擴張、供給の増加に資する。若し(2)の場合の如く契約地代をば自然地代の程度まで下引げるときは、利潤は茲に始めて普通の程度に歸り、從來借地人の感じ來りし苦痛や損失は全然除去せられることになるのであるが、之は單に損失なき常態に歸つたといふのみには止まらないで、同時に利潤の絶對額は爲めに増加を來して居るのであるから、借地人は生産擴張の刺戟を受け、從來他業に於て少き利潤に苦しんで居た者も新に農業界に入つて來て茲に供給の増加となる。更に進んで地代を自然地代以下に引下げるときは、其の結果借地人の利潤は普通以上の程度に達するから、此の利潤増加に刺戟せられて從來の借地人は益々生産を擴張し、新に斯業に轉ずる者も増加して、茲に供給の増加となる。若しそれ地代引下の極點たる免除の場合に於ては、借地人は土地を所有せず

して地主と同じ利益を受けるのであるから、生産は益々擴張せられざるを得ない。斯の如く地代の引下は其の程度の如何に拘らず常に生産の擴張、供給の増加の原因となり、従つて需要にして減退せざる限りは代價を低落せしむるの原

因となるのである。尤もフランクスは之と反對の意見を持して次の如く云つて居る。『普通の方式に従つて貸借せられたる耕地の場合に於て、地主が地代を免除しても、それは耕作の周約の度には影響しない、従つて穀物の供給にも影響しない。今假りに借地人が資本を充分に所有して居らないものとするときは、地代免除の結果として借地人の手中に歸する過剩利得は耕作方法の改良に投せられ穀物の供給にも影響するであらう。けれども地代に關する議論は、農夫は其の土地を有利に利用するに足るだけの資本を有するか又は借入れ得るといふ假定の上に立つて居るのである。斯

る場合には地代の免除は唯々所有権獲得の機会を與ふるのみ、決して耕作を周約的ならしむることはなす』と (Fix-Economic Principles, p. 100)。然しながら地主が地代を免除した場合に、借地人は所有権なくして而も所有権に附随する利得を既に收めて居るのであつて、所有権の有無は利得の大小には影響しない。それ故に、地代の免除が唯一箇年のみに限られて居り而も爲に受くる過剰利得が以て所有権を獲得するに足るとすれば或は之を所有権の獲得に向けるかも知れないけれども、地代が永續的に免除せらるゝ場合に於ては誰か好んで有無相聞せざる所有権を獲得せむとする者があらうや。地代の減少や免除は生産擴張の原因となるのである、而して代價を低落せしむる原因となるのである。以上述べたる所によつて見るときは、地代の引上は代價騰貴の原因となり、其の引下は代價下

時に後者の減少となる。換言すれば耕作者の利得の増減は、契約地代の場合には地代の増減に反比例し、自然地代の場合には之に正比例する而して生産の擴張又は收縮に對するの刺激となるものは即ち耕作者の利得の増減に外ならないのであるが、地代變動の此の利得に及ぼす影響は契約地代の場合と自然地代の場合と正に相反する、従つて其の代價に及ぼす影響も亦兩者相反する。予は本項の結論は前述第一項の場合の結論と正反對になるといふことを指摘するに止めて敢て多くを贅せぬ。

* * * * *

要之、契約地代の引上は代價を騰貴せしめ、其の引下は之を下落せしむるに反して、自然地代の増加は代價を下落せしめ、其の減少は之を騰

落の原因となる。勿論、極めて短期間に就て見、現在の代價と地代との關係を考ふる限りは、地代の引上も引下も共に代價に影響しないけれども、長期間に就て見、將來の代價と地代との關係を考ふる限りは、地代の増減は代價の騰落の原因となるのである。予は前掲山崎博士の所説の中で、引上に關する部分に就ては承服するけれども、免除に關する部分に就ては未だ承服し難い。

第二、自然地代變動の場合

地代自變の他の場合、即ち費用變動の結果として自然地代の變動したる場合には、代價に如何なる影響を與ふるや。思ふに契約地代の場合に於ては地代の増加は借地人即ち耕作者の利得の減少となり、前者の減少は後者の増加となるに反して、自然地代の場合に於ては地代の増加は耕作者の利得の増加となり、前者の減少は同

貴せしめる。然し、契約地代の引下と自然地代の増加とは共に耕作者の利得の増加を意味し、前者の引上と後者の減少とは共に其の減少を意味するのであるから、此の點から云へば、契約地代の場合に就ても自然地代の場合に就ても、耕作者の利得の増加する様に地代が變動した場合には代價は下落し、耕作者の利得が減少する様に地代が變動した場合には代價は騰貴する、と云ふことが出来る。何れにしても地代の變動は其方向の如何を問はず代價に影響するものである。

六

地代と穀價との間には「穀價對地代」といふ關係と「地代對穀價」といふ關係との二つがある、即ち穀價の地代に及ぼす影響如何といふ問題と地

代の穀價に及ぼす影響如何といふ問題との二つがある。第一の問題は地代は穀價騰貴の結果として生ず、それは決して穀價を動かすの原因ならず、否、原因たり得ずといふリカードの地代論が正しく説明して居る。第二の問題に就ては予は地代の變動は穀價の變動を來すものと信じて居る。斯く云へば兩者相矛盾して居るやうに見えるが、第一の問題と第二の問題とは全然別個の問題であつて、従つて一方の結論に反する結論を同時に併べたとて其は決して前者を打壞す所以ではない、却つて地代と穀價との間に存する關係の全部を闡明する所以に外ならないのである。(完、三、五、八)

金融會社の先驅及其類例(三、完)

船尾榮太郎

第四章 英國の融通會社

英國の事情を説くに當り吾人は先づ此の國に於て融通會社と呼ぶるもの、本質と併せて其の獨逸の金融會社との間に如何なる關係あるかを明かにせんと欲す。英國に於て銀行と呼ぶるもの、何物なるかに就ては、既にヤーフエの『英國銀行制度』と稱する卓抜なる近著あるを以て敢て吾人の喩々を要せざるゝところなれど、金融會社の事に關しては書中殆んど片言隻句のこれに論及したるところなく、又同氏が現に計畫中にありと傳へらるゝ此の方向に就ての研究も未だ其の發表の期を明かにせず。此の他アドルフ、ヴェーバーの著書『預金銀行と投機銀行』なれども亦其所論融通會社に觸るゝこと極めて少し。

故に吾人は爰に論述の範圍を融通會社が金融會社の概念と一致し其の證券代位の上に立つ處に止むる考へにして、差當り、以下に述ぶる一般の總説によりて單に兩者の明確なる區別を試みることを期すべし。

英國に於ける融通會社の名稱は獨逸に於て云ふ金融會社よりも更に廣義に用ひらる。即ち英國の名稱が獨逸に謂ふ金融會社を含むは云ふ迄も無く更に他の企業形體をも含有す。英國及び米國に於ける幾多の融通會社は若し銀行の名を避けて他の名稱を以て名づくれば即ち信用機關クレジット・インスティテューションと稱すべきものなり。獨逸に於ける銀行なる文字の普通の用法に従へば英國融通會社の如きは疑もなく銀行と名づけ得べきものなれば普通に云ふ金融會社の意義を擴張して此の内に英國融通會社をも含ましめんとするは蓋し謂れなきことなり。英國融通會社は各般の業務を經營する銀行又は信用機關にして其の主要なる業務は證